

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成23年 9月15日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 44 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 45 号

個人情報の外部提供について

諮 問

諮問第 44 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第13条第2項第6号及び第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮問する。

地方議会議員年金制度の廃止に伴う都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会への個人情報の外部提供について

地方議会議員年金(以下「議員年金」といいます。)は、地方議会の議員を12年以上勤めた65歳以上の議員退職者に対し支給される年金です。この議員年金は、現役議員の掛け金のほかに都道府県及び市町村の負担金を原資としています。しかし、近年の議員年金受給者の増加と市町村合併による議員数の大幅な減少により財政状況は極めて厳しい状況となっていました。

このような状況から議員年金制度は、平成23年6月1日をもって廃止されました。制度廃止後も経過措置として議員年金の一部を支給することとなりますが、高額所得者に対しては、その支給を停止する措置を強化することとされています。

これを受けて総務省から市町村に対し、議員年金受給者に関する所得等の情報を都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会(以下「共済会等」といいます。)に提供するよう依頼がありました。高額所得者の議員年金の停止の措置を適正に行うためには、議員年金受給者の所得等の情報が必要不可欠なためです。

所得等の情報の提供は、共済会等が管理する所得調査システム(資料1)にて行います。まず始めに各市町村がL G W A Nを通じて所得調査システムに接続し、当該市町村に住所を有する地方議会の議員の情報が記載された所得調査一覧表(資料2)をダウンロードします。その後ダウンロードした所得調査一覧表に当該地方議会の議員の所得等の情報を入力のうえ、再度所得調査システムに接続し、アップロードすることにより共済会等に地方議会の議員の所得情報を提供します。

個人情報の外部提供は、条例第13条第1項により禁止されている「個人情報の当該実施機関以外のものへの提供」に、所得等の情報を電気通信回線を通じて外部に提供することは、条例第14条第2項の規定により禁止されている「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供」に該当することから、条例第13条第2項第6号及び条例第14条第2項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。

電気通信回線を通じて共済会等に提供する地方議会議員の情報、使用する電気通信回線等は、以下のとおりです。

(1) 提供する主な情報

- ①市民税の課税の有無 ②公的年金収入額 ③給与収入額
- ④課税総所得金額

(2) 使用する電気通信回線

L G W A N（諮問第43号「全国避難者情報システムの運営に伴う東京都への個人情報の外部提供について（平成23年）」にて承認の答申を得た通信回線を使用します。）

(3) 提供開始時期

平成23年10月（予定）

(4) 提供頻度

年1回（今年度のみ10月。翌年度以降は毎年7月）

電子計算組織の結合に当たっては、以下の措置を講じセキュリティ対策に万全を期します。

- (1) 通信回線は、情報を暗号化して送受信する通信回線を用いる。
- (2) 庁内の通信回線と庁外の通信回線の結合部には、外部から内部のコンピュータネットワークへの不正侵入を阻止する措置（ファイヤウォール）を設ける。また、ウィルス対策ソフトによりシステム及びデータの保護を図る。
- (3) L G W A Nと接続した送受信端末を同時に他のネットワークに接続しない。（ネットワーク同士の相互乗り入れを前提としたL A N間接続は行わない。）
- (4) 送受信端末の起動の際には、ユーザー I D・パスワード等で認証を行う。
- (5) システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理を十分認識

するよう指導する。

平成23年10月 3日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成23年9月15日付け23企法指第48号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 44 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 45 号

個人情報の外部提供について

答 申

諮問第 44 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「共済会等」という。）の求めに応じて、市に在住する地方議会議員年金（以下「議員年金」という。）受給者の所得等の情報を所得調査システムにより電気通信回線を通じて共済会等に提供することについては、議員年金の支給の事務の適正化を図るうえで、有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、共済会等に対し、議員年金受給者に不利益が生じないよう個人情報の取扱いについて最大限の注意を払うよう求めている。